

北海道の消防広域化に関する意見書

いま北海道は、2006年6月改定の消防組織法や同年7月告示の「消防の広域化に関する基本指針」（以下、基本指針）を受けて、3月末までに北海道で新たな消防広域化推進計画を決めようと、昨年11月発表した広域推進計画素案（以下、素案）について、市町村や消防本部など関係者の意見を聞いています。

今回の素案は、現在の68消防本部を5年後には21本部へ、一挙に3分の1以下に統廃合するものです。現行の1消防本部あたりの管轄人口目標10万人に照らしても、68本部のうち59本部（87%）がこれを下回り、約半分の29本部は人口3万人未満となっています。現行でも、面積が広大で人口密度が低い北海道の実情にあっていないことは明らかです。それをさらに3倍規模に広域化するなどまったく北海道の実情にそいません。

現に、道の素案について関係市町村長や消防本部関係者などから、「広域化の必要性は感じない」とか、「30万人規模となるとあまりに区域が広くなりサービス低下とならないか」など、広域化に否定的な意見や疑問が多くあります。

もともと消防は、市町村の責任に属します。（消防組織法第6, 7, 8条など）。今回の素案は、市町村の要望から出発したものではなく、改定消防組織法や基本指針に従って道が机上で作成したものです。市町村自治の原則に逆行するものにほかなりません。

よって、以下のことを要望します。

記

- 1 素案はいったん撤回し、消防に責任を負っている市町村や消防関係者、道民の要望にもとづき抜本的に練りなおすこと。
- 2 その際、国の消防力整備指針に示されている職員数や施設、設備などの充足率を早期に100%にする計画とそのためのもろつけある財政計画を計画に盛り込むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

2008年3月14日

名 寄 市 議 会